

# 令和8年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立福島西高等学校 前期選抜募集要項

福島県立福島西高等学校  
住所 〒960-8163  
福島市方木田字上原3 7番地  
電話 024-546-3391

## 1 アドミッション・ポリシー

福島西高等学校では、次のような生徒を求めています。

- ① 普通科では、向上心を持って積極的に学習活動に取り組み、高等教育機関において学ぶに相応しく、より高い学力を身に付けたいと考えている生徒
- ② デザイン科学科では、向上心を持って積極的に学習活動に取り組み、美術の専門性を高め、自ら学び探究しようとする意欲のある生徒
- ③ 中学校から継続して目標高く部活動に取り組み、学業との両立を目指す生徒
- ④ 学習活動とともに、生徒会活動、ボランティア活動等にも主体的に取り組み、自身の社会性を向上させたいと考えている生徒

## 2 実施学科及び募集定員

### (1) 実施学科

本校の普通科及びデザイン科学科において各学科の特色を踏まえた選抜(以下「特色選抜」という。)と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜(以下「一般選抜」という。)を実施する。

### (2) 募集定員

課 程	選抜の種類	学 科	募 集 定 員
全日制	特色選抜	普 通 科	定員 160 名の 20%程度とする。
		デザイン科学科	定員 40 名の 45%程度とする。
	一般選抜	普 通 科	定員 160 名から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。
		デザイン科学科	定員 40 名から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

## 3 通学区域

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」(以下「県実施要綱」という。)の「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

## 4 出願資格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

### (1) 次の①又は②のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者  
「中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」とは「県実施要綱 第1 入学者募集」の「2 出願資格」の2の定めによる。

- (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者。

## 5 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

### 【普通科】

本学科では、学習活動と部活動に積極的に取り組むことで、豊かな人間性を育成するとともに大学進学等に必要な学力の向上を図り、生徒一人一人の個性を生かした進路実現を目指している。特にスポーツ活動において、リーダーとして活躍できる、次のような生徒を求めている。

スポーツ活動において顕著な実績があるか、または優れた能力を有し、入学後は学習活動とともに中学校での部活動や地域クラブ活動等を継続する強い意志がある者。

ただし、本校にある部活動に限る。

### 【デザイン科学科】

本学科では、美術やデザインに強い関心があり、高校卒業後は大学に進学し、より深く芸術を追究したいという人材の育成を目指しており、次のような生徒を求めている。

美術を中心に、全教科にわたって基礎的な力を備えており、自ら学び探究しようとする意欲がある者。

加えて、生活習慣が確立していて、計画的・持続的な学習ができる者。

※ 令和8年度前期選抜募集要項「20 その他(1)(2)」(9ページ)を参照。

※ 普通科の特色選抜における「志願してほしい生徒像」の「中学校での部活動や地域クラブ活動等を継続する強い意志がある者」とは、本校にある部活動に所属して活動を継続する者である。

## 6 併願の取り扱い

- (1) 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願において、デザイン科学科を志願する者については、本校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科を第二志望とすることを認める。

## 7 WEB出願システムの利用

- (1) 「県実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム(以下「WEB出願システム」という。)を利用する。  
WEB出願システムによる手續等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。
- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録(以下「志願者基本情報登録」という。)を完了させた後に、出願手続を行う。
- (3) 志願者は、出願に当たって、本校及び学科等の情報(以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。)をWEB出願システムに登録する。  
なお、県立高等学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。
- (4) 県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者(以下「県外等からの志願者」という。)、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「県実施要綱 第2 前期選抜」の「14 出願資格申請」により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

## 8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。様式1号)  
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。
  - ② 特色選抜志願理由書(本校所定の様式)  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- (2) 上記(1)以外の者については、「県実施要綱 第2 前期選抜」の「1 出願 7(2)」の定めによる。

## 9 出願手続

出願手続については「県実施要綱」に定めるところによる。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者  
志願者の在籍(出身)中学校長(以下「中学校長」という。)を通して、本校校長に出願する。
- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料(2,200円)を納付し、中学校長に出願を申請する。  
なお、納付した入学検定料は返還しない。

### 【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

### 【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票(様式5号)を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。  
なお、調査書については「県実施要綱 第2 前期選抜」の「10 調査書提出」に定めるところにより提出する。

### ○ 持参及び送付による書類の提出方法について

(本要項において、特に断りがない限り、以下の方法に従い書類を提出する。)

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの提出期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛 先 福島県立福島西高等学校長

住 所 〒960-8163

福島市方木田字上原37番地

- (2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、志願者が直接、出願手続を行う。

- (3) 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願システムにより出願を受理する。

### 【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

- (4) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類(様式4号)を提出すること。

- (5) 一家転住やその他のやむを得ない事情により、期間内に出願手続をできなかつた者が、新たに  
出願を希望する場合は、出願先変更受付期間に限り、これを受け付ける。その際、中学校長は、  
速やかに本校校長に連絡すること。
- (6) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合があ  
る。
  - ① 志願情報に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

## 10 出願先変更

出願先変更とは、先の出願を取り下げる新たな出願することをいい、期間内で、1回に限り、他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部(以下「特別支援学校」という。)への変更、同一高等学校内での出願した学科・コースの変更及び出願した選抜の変更をすることができる。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、出願先変更を願い出る。

- ① 出願先変更を希望する志願者は、中学校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新  
たな志願先の志願情報を登録し、中学校長に申請する。

また、出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、WEB出願システムを介して不  
足額を納付する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

### 【申請期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たして  
いること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、新たな出願を承認する。

### 【中学校承認期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月12日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票(様式  
5号)を添付し、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の高等学校長に提  
出する。

なお、調査書については「県実施要綱 第2 前期選抜」の「10 調査書提出」に定めるところにより提出する。

また、特別支援学校へ出願先変更を希望する場合は、「令和8年度福島県立特別支援学校高等  
部入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、新たな志願先の特別支援学校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、先に出願した高等学校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願  
者が直接、出願先変更の手続を行う。

- (3) 新たな志願先の高等学校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、WEB出願シ  
ステムにより出願先変更を受理する。

なお、出願先変更の受付をもって、先に出願した高等学校への出願は取り下げる。

### 【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

- (4) 先に出願した高等学校に提出した書類等は返還しない。

また、出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差  
額は返還しない。

## 11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票(様式5号)を添付し、持参又は送付により調査書を本  
校校長に提出する。

### 【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

## 12 受験票の印刷

- (1) 本校校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和8年2月17日(火)午後4時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票(様式6号)を発行する。
- (2) 志願者は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。  
なお、受験票の印刷は中学校において代行することができる。

## 13 出願取消

前期選抜に出願した者が出願を取り消す場合は、出願取消の手続を行う。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
  - ① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。
  - ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報に誤りがないことを確認の上、承認する。

※ 志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

### 【出願取消受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

- (2) 上記(1)以外の者  
上記(1)に準じて、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。
- (3) 本校校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。
- (4) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。また、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

## 14 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書(様式7号)を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、巻封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。  
ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

### 【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式8号)を交付する。

## 15 出願資格申請

県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

### 【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

申請方法等については、「県実施要綱 第2 前期選抜」の「14 出願資格申請」の定めによる。  
なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

## 16 選抜方法・選抜資料

### (1) 学力検査

- ① 特色選抜及び一般選抜の志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)とし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。  
なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ③ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

#### ア 日 時

令和8年3月4日(水) 午前9時～午後3時10分

受付時間 午前8時～午前8時15分

#### イ 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語 (50分)	休 (20分)	数 学 (50分)	休 (20分)	外 国 語 (英語) (50分)	昼 食 (60分)	理 科 (50分)	休 (20分)	社 会 (50分)	

#### ウ 会 場

福島県立福島西高等学校

#### エ 持参するもの

受験票、上書き、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。)を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

### (2) 特色選抜

- ① 特色選抜において、志願者全員に対して特色面接を行う。また、デザイン科学科の志願者については、特色検査として実技検査(鉛筆デッサン)を行う。  
なお、普通科志願者については、特色検査を行わない。
- ② 特色面接及び特色検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

#### ア 日 時

令和8年3月5日(木) 午前9時～

受付時間 午前8時～午前8時15分

#### イ 日 程

普 通 科 特色面接 午前9時～

デザイン科学科 特色検査 午前9時～午前11時

昼 食

特色面接 正午～

#### ウ 会 場

福島県立福島西高等学校

#### エ 持参するもの

特色選抜の志願者は、両学科とも、受験票、上書き、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴムを持参すること。

※ デザイン科学科の志願者は、特色検査に必要な鉛筆デッサン用具一式(2B、3B、H、2Hの鉛筆及び練り消しゴム)及び昼食を持参すること。

オ 特色面接の終了予定期刻は、令和8年2月27日(金)正午までに中学校を通して連絡する。

- ③ 特色選抜における選抜資料は次のとおりとする。

#### ア 学力検査

5教科とする。学力検査の満点を250点とする。

#### イ 特色選抜志願理由書

本校の当該学科への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。

#### ウ 調査書

両学科とも「各教科の学習の記録」は135点満点とし、普通科においては「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は115点満点として、合計250点満点とする。また、部活動や地域クラブ活動等の実績や取り組み内容などは、総合的に評価し、点数化する。

デザイン科学科においては「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取り組み内容などは、点数化はしないが、内容は精査する。合計135点満点とする。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

#### エ 特色面接

両学科とも個人面接を実施する。個人面接では本校での学ぶ意欲や自らの考えをまとめ適切に伝える表現力を見る。面接については段階評価する。

#### オ 特色検査

デザイン科学科では、実技検査(鉛筆デッサン)を実施する。素描力、形態感の表現力を問う。特色検査については115点満点とする。

カ 選抜資料全体の満点は、両学科とも500点とする。

### (3) 一般選抜

① 一般選抜の志願者について、デザイン科学科のみ一般面接を実施し、普通科は実施しない。  
なお、特色選抜との併願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

② 一般面接の日時及び会場については次のとおりとする。

#### ア 日 時

令和8年3月5日(木)正午～

受付時間 午前11時20分～午前11時35分

#### イ 日 程

デザイン科学科 一般面接 正午～

#### ウ 会 場

福島県立福島西高等学校

エ デザイン科学科における一般面接の終了予定時刻は、令和8年2月27日(金)正午までに、中学校を通して連絡する。

③ 一般選抜における選抜資料は次のとおりとする。

#### ア 学力検査

5教科とする。学力検査の満点を250点とする。

#### イ 調査書

両学科とも「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

部活動や地域クラブ活動等の実績や取り組み内容などは、総合的に評価し、点数化する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

#### ウ 一般面接

デザイン科学科のみ個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

エ 学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

## 17 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

### (1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 追検査等受験の手続

① 中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式11号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式12号）を交付する。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

(3) 追検査等の実施方法

① 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 学力検査の日時

令和8年3月10日（火）午前9時～午後2時45分

受付時間 午前8時～午前8時15分

イ 学力検査日程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語 (50分)	休 (15分)	数学 (50分)	休 (15分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (50分)	理科 (50分)	休 (15分)	社会 (50分)	

ウ 特色面接、特色検査、一般面接の日時

令和8年3月11日（水）午前9時～

受付時間 午前8時～午前8時15分

エ 特色面接、特色検査、一般面接の日程

普通科目 特色面接 午前9時～

デザイン科学科 特色検査 午前9時～午前11時

一般面接 午前9時～

特色面接 午前11時15分～

オ 会場

福島県立福島西高等学校

カ 持参するもの

受験票、上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

※ 特色選抜でデザイン科学科の志願者は、鉛筆デッサン用具一式（2B、3B、H、2Hの鉛筆及び練り消しゴム）も持参すること。

(4) その他

① 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

## 18 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果(合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科・コース)の発表を行う。

### 【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間における初日の令和8年3月16日(月)は、午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校「正面玄関」に掲示する。
- (3) 合格者に対して合格通知書(様式13号)を交付するので、受験票を持参し、来校すること。  
合格通知書の交付は、令和8年3月16日(月)の選抜結果発表後、午後1時から午後2時30分まで本校「新体育館」で行い、その後、午後2時30分～午後4時まで本校北校舎1階「大会議室」にて行う。
- (4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

## 19 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査(追検査を含む。)受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報(以下「学力検査結果」という。)を提供する。

### 【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより、学力検査結果を確認する。
- (2) 対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

## 20 その他

- (1) 普通科の特色選抜に該当する部活動は、次のとおりとする。  
バレーボール(女子のみ)、バスケットボール(女子のみ)、ソフトテニス(男女)、卓球(男女)、ハンドボール(男女)、体操(男女)、剣道(男女)、野球(男子のみ)、サッカー(男子のみ)
- (2) デザイン科学科については、学科の特性上、入学後は、全員が美術部に所属するものとする。  
なお、他の部活動と兼部することはできない。
- (3) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い  
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。  
なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
  - ① 追検査等の対象となる志願者  
「県実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(様式14号)を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」(様式15号)を交付する。  
なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続については、「県実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「2 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
  - ② 追検査等の対象とならない志願者  
受験した内容のみで合否判定を行う。
- ※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

(4) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「県実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(5) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式16号)を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

(6) 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮については、「県実施要綱 第4 その他」の「1 障がい等のある志願者に対する配慮」の定めるところによる。